

研 究

被害弁償の可否について判断する際の 被害者の過失の取り扱い

Consideration of the Victim's Fault in the Determination
of a Restitution Award

隅 田 陽 介*

目 次

- はじめに
- 一 ミネソタ州における被害弁償制度
- 二 *State v. Riggs*
- 三 他州を含めた関連する事例
- 四 若干の検討
- おわりに

はじめに

アメリカ合衆国においては、「犯罪被害者権利法（Crime Victims' Rights Act: CVRA）」によって、「完全かつ時宜を得た被害弁償を受けることができる」ということが被害者の基本的な権利の一つとして保障されている（18 U.S.C. § 3771(a)(6)）¹⁾。これは、州においても同様であり、現在では、

* 嘱託研究所員・帝塚山大学法学部非常勤講師

1) もっとも、同 (a)(6) に関しては、被害弁償を受けるための実体的な根拠規定ではなく、既存の関連法規を厳格に遵守すべきことを規定したものに過ぎないというように解釈されることもある。See *In re Her Majesty the Queen in Right of Canada*, 785 F.3d 1273, 1275–1276 (9th Cir. 2015); The Office of General Counsel, U.S. Sentencing Commission, *Primer: Crime Victims' Rights*, 2019, pp. 4–5.

すべての州において被害弁償を受けることが法律上の制度として確立している²⁾。この被害弁償に関しては、通常は、自らに落ち度のない被害者が加害者に対して請求するということが前提となっていると考えられる。しかし、場合によっては、被害者の方に落ち度、すなわち、過失があるというような場合も考えられなくはない。例えば、被害者の方が加害者を挑発して喧嘩を引き起こし、それによって自らが負傷したために被害弁償を請求するというような場合である。こうした場合には、裁判所が被害弁償の可否に関して判断する際に、被害者の過失を考慮することが許されるのか、見方を変えれば、被害者は自らに過失が認められても被害弁償を満額で受け取ることができるのか、それとも、過失の割合に応じて減額されるのか³⁾という問題が生ずる。このことが問題となったのが、ミネソタ州における *State v. Riggs*⁴⁾ である。本件では、具体的には、被害弁償について規定した州法の条文の中に被害者の過失が検討項目として規定されていない場合に、裁判所はそれを検討項目として加えることができるのかどうかという形で争われている。これまで、同州では、被害者の過失の取り扱いに関する問題は、被害弁償との関連では余り検討されてこなかった⁵⁾とされる。そこで、本稿では、同判決を題材としつつ、被害弁償の可否について判断する際の被害者の過失の取り扱いについて検討してみようと思う。まず、一において、同州の被害弁償制度について簡単に触れ、二におい

2) Tobolowsky, Peggy M., et al., *Crime Victim Rights and Remedies*, 3rd ed., Durham, North Carolina: Carolina Academic Press, LLC., 2016, p. 171; Beloof, Douglas E., et al., *Victims in Criminal Procedure*, 3rd ed., Durham, North Carolina: Carolina Academic Press, 2010, p. 607.

3) See *State v. Riggs*, 845 N.W. 2d 236, 237 (Minn. Ct. App. 2014). なお、Greg Hill & Associates, *Is Comparative Negligence Considered in Setting Restitution?*, <https://www.greghillassociates.com/is-comparative-negligence-considered-in-setting-restitution.html> (2021年1月20日最終確認。以下、同じ) 参照。

4) 865 N.W. 2d 679 (Minn. 2015).

5) Anderson, Ryan, "The System Is Rigged: Criminal Restitution Is Blind to the Victim's Fault — *State v. Riggs*," *Mitchell Hamline Law Review*, Vol. 43, 2017, p. 154.

被害弁償の可否について判断する際の被害者の過失の取り扱い

て、*Riggs* の事実の概要と経過を明らかにする。三では、他州も含めて、被害者の過失を考慮することが認められた事例及び認められなかった事例双方をいくつか紹介し、最後に、四において、若干の検討をしてみたいと思う。

一 ミネソタ州における被害弁償制度

ミネソタ州では1983年に初めて州法上の制度として被害弁償が認められた (Minn. Stat. § 611A.04) のであるが、当初はその判断基準等に関してはほとんど規定されていなかった。すなわち、せいぜい、裁判所に対して、被害弁償を認める理由又は認めない理由を記録しておくように求める程度で、その判断の際に裁判所が考慮すべき項目については明確にはされておらず、同時に、特に制限もされていなかった⁶⁾。

その後、同州議会によって法改正が行われ、被害弁償に関して裁判所が判断する際の裁量権を規制する手続的な要素が追加された。すなわち、1985年に、被害弁償命令を発出する際の手続に関する § 611A.045 が盛り込まれ、地方裁判所は、弁償額を算出する際には、「犯罪の結果として、被害者が受けた経済的な損害」を考慮しなければならない (subdivision 1(a)) とされた。さらに、証拠法に関する規定も追加され、証拠の優越 (preponderance of the evidence) の原則が適用されることや損害に関する立証の責任は検察官が負う (subdivision 3) ことが明確化された⁷⁾。

そして、1989年には、第二の基準として、同条に、地方裁判所は「被告人の収入及び資産、債務」を考慮しなければならない (subdivision 1(a)) ことが追加された。同時に、被害者が受けることができる賠償の範囲として、現金上の損害 (out-of-pocket losses)、医療及びセラピーに係る費用、葬儀に係る費用等が明記された (§ 611A.04, subdivision 1(a))⁸⁾。

6) *Ibid.* at 148.

7) *Ibid.*

8) *Ibid.* at 148-149.

このようにして、現在の同州法では、事実審裁判所が被害弁償の可否の判断に当たって考慮すべき項目としては、「犯罪の結果として、被害者が受けた経済的な損害」と「被告人の収入及び資産、債務」という二つの項目のみが規定されており、他に検討項目は規定されていない⁹⁾ということになる。つまり、被害者の過失等の因果関係に関する要件は特に規定されておらず、この点で、近接原因 (proximate cause) について規定している連邦の18 U.S.C. § 2259(c)(2) とは異なっているということになる¹⁰⁾。

二 State v. Riggs

(一) 事実の概要と経過

2012年5月4日、本件被告人 Brandon W. Riggs は被害者 Darin W. Salisbury とミネソタ州内にあるガソリンスタンドで、数ヶ月前に被告人が売り渡したマリファナの品質等に関して口論していた¹¹⁾。被告人はその場を収拾しようとして車でガソリンスタンドを離れたが、被害者は被告人を追いかけて、到着した指圧院の入り口で被告人の頭部を打撃した。そのため、両人の中で喧嘩が発生し、その最中に被告人は被害者の足及び腹部をナイフで刺した¹²⁾。検察側は、被告人を第2級暴行及び暴力的脅迫 (terroristic threats) の罪で訴追した。被告人は、当初、正当防衛を主張していたが、その後、答弁取引に応じ、暴力的脅迫に関しては有罪を認めたため、検察側は暴行に関しては訴追を取り下げた¹³⁾。そして、答弁取引審問にお

9) *Ibid.* at 149.

10) 連邦法では、近接原因については、2018年に成立した「2018年 Amy 及び Vicky, Andy 児童ポルノ被害者支援法 (Amy, Vicky, and Andy Child Pornography Victim Assistance Act of 2018)」によって改正されるまでは同 § 2259 (b)(3)(F) に規定されていた。なお、Anderson, *supra* note 5, at 167 and *Ibid.* & note 210 参照。

11) Restitution Order, State v. Riggs, No. 85-CR-12-960 (Minn. Dist. Ct. June 7, 2013), 2013 WL 9348661, at A-1-A-2.

12) 845 N.W. 2d at 237.

13) *Ibid.*; Defendant's Restitution Memorandum, State v. Riggs, No. 85-CR-12-

被害弁償の可否について判断する際の被害者の過失の取り扱い

いて、被告人は正当防衛を主張する権利を正式に放棄した¹⁴⁾。

その後、被害者は被害弁償の申立てを行い、検察側は被告人に対して、負傷に伴って生じた被害者の仕事上の損失を補填するために2,973.07ドルの被害弁償を請求した¹⁵⁾。被告人は、裁判所に対して、今回の喧嘩は被害者の方が最初に攻撃を加えてきたことによって生じたものであると主張して、請求額から半減するよう求めた¹⁶⁾。これに対して、検察側は、同州法 § 611A.045, subdivision 1 では、弁償額の算出に当たって裁判所が考慮できる項目は限定的に規定されており、被害者の過失は考慮する要素としては明確には規定されていない以上、裁判所がこれを考慮する権限は認められておらず、禁止されている¹⁷⁾と主張した。

地方裁判所は、「当該喧嘩において被害者の方が攻撃を加えてきたのであるならば、生じた負傷に関する過失の何割かを被害者の負担として考慮し、弁償額を減じることは、裁判所が有する広汎な裁量権」の濫用には該当しないと判断した。そして、被告人に対しては、被害者が請求した額の半分について弁償するよう命じた¹⁸⁾。

これに対して、同州控訴裁判所は、条文の解釈に基づけば、地方裁判所は、被害弁償の判断において被害者の過失を誤って考慮したとして、同裁判所の判断を覆した。すなわち、控訴裁判所は、①同州法 § 611A.045, subdivision 1(a) は、裁判所に対して、ここに明確に規定されている経済的な損害等の四つの項目のみを考慮するよう求めており、それ以外のものを考慮しなければならないとは規定していない、②議会は、故意にその他の項目を除外していると考えられ、被害弁償の判断において、地方裁判所

960 (Minn. Dist. Ct. May 24, 2013), 2013 WL 8981222, at A-6; 865 N.W. 2d at 681.

14) 845 N.W. 2d at 237.

15) 865 N.W. 2d at 681.

16) *Ibid.*

17) *Ibid.* at 681-682; 845 N.W. 2d at 237-238.

18) 865 N.W. 2d at 682.

は被害者の過失を考慮すべきではなかった¹⁹⁾と判示したのである。

その後、同州最高裁判所は、再審査を求める被告人の申立てを認めた²⁰⁾。

（二）ミネソタ州最高裁判所の判断

1 被告人側の第一の主張と最高裁判所の判断

同州最高裁判所での審理において、被告人側は、まず、同州法の文言は、「裁判所が被害弁償について判断する際に必ず考慮しなければならない項目を明記しているだけであって、裁判所が考慮することができる項目を制限しているものではない」と主張した²¹⁾。併せて、もし、議会に、ここに明記された特定の項目のみを考慮するよう制限する意図があったとすれば、同条の文言は「のみを考慮しなければならない (shall *only* consider)」とされたはずである²²⁾とも主張していた。この主張によれば、事実審裁判所は、被害者の過失が被害弁償を認めるかどうかに関係していると判断した場合には、これを考慮することができる²³⁾ということになる²⁴⁾。

これに対して、検察側は、被害弁償に関する他の州法の規定を見ると、別のところで、議会は「含むことができるが、それに限られるわけではない (*may include, but is not limited to*)」という文言を用いており (§ 611A.04, subdivision 1(a) 参照)、こうした文言であれば、明確に規定されていない項目を考慮することも認める趣旨であると考えられるが、§ 611A.045 の規定の仕方はそうではない²⁵⁾と主張していた。すなわち、

19) 845 N.W. 2d at 238–239.

20) 865 N.W. 2d at 682.

21) Anderson, *supra* note 5, at 151.

22) Appellant's Brief and Addendum, State v. Riggs, 865 N.W. 2d 679 (Minn. 2015) (No. A13–1189), 2014 WL 4547916, at 11.

23) Anderson, *supra* note 5, at 151.

24) 被告人側の主張としては、他に、Respondent's Brief, State v. Riggs, 865 N.W. 2d 679 (Minn. 2015) (No. A13–1189), 2013 WL 8480961, at 7–12参照。

25) Respondent's Brief, State v. Riggs, 865 N.W. 2d 679 (Minn. 2015) (No. A13–1189), 2014 WL 5099417, at 9–10.

被害弁償の可否について判断する際の被害者の過失の取り扱い

§ 611A.045 ではそのような文言が見られない以上、ここに規定されていない文言を裁判所が考慮することは許されない²⁶⁾ということである²⁷⁾。

以上のような双方の主張を受けて、最高裁判所の多数意見は、まず、同州法 § 611A.045, subdivision 1(a) は被害弁償について判断する際の制限的な項目 (exclusive list) を明確にしており、裁判所がそれ以外に付加的に何らかの項目を考慮することは禁止されている²⁸⁾とした。このような判断は、多数意見が、被害弁償に関する規定を、州による犯罪被害者に対する賠償プログラムについて規定した § 611A.54 等を含めて全体的に (as a whole) 検討した結果であると考えられる²⁹⁾。すなわち、§ 611 A.54(2) は、犯罪被害者賠償委員会 (Crime Victims Reparations Board)³⁰⁾ が賠償金を算出するに当たっては、「被害者の……寄与違法行為 (contributory misconduct)」が認められる場合には、賠償を否定しなければならない、又は、寄与違法行為の程度に応じて、委員会が合理的と考える範囲で賠償額を減じなければならない旨を規定している。そこで、多数意見は、議会は、被害者賠償金に関する規定においては、被害者の過失を検討項目として考慮するようにこれを含める文言を明確にすることを選擇する一方で、同様の規定である § 611A.045, subdivision 1(a) においては、こうした文言を規定していないのであるから、これによって、制限的な検討項目を創設するという議会の意図が明らかにされている³¹⁾と判断したのである。

2 被告人側の第二の主張と最高裁判所の判断

次に、被告人側は、仮に § 611A.045 の文言が、裁判所はここに規定された項目のみを検討することができるように制限的な内容を意味し

26) Anderson, *supra* note 5, at 151.

27) 検察側の主張としては、他に、Appellant's Brief Sentencing Appeal, State v. Riggs, 865 N.W. 2d 679 (Minn. 2015) (No. A13-1189), at 6-13 参照。

28) 865 N.W. 2d at 684-685.

29) See *Ibid.* at 683 and 685.

30) 同委員会に関しては、Minn. Stat. §§ 611A.52 and 55 参照。

31) 865 N.W. 2d at 685.

ているとしても、「犯罪の結果として」という文言は、被害者の損害に関連する因果関係を評価するよう裁判所に求めていると考えられ、だとすれば、被害者の比較過失（comparative fault）³²⁾も必要的に検討することが要求される³³⁾と主張していた。

これに対して、検察側は、被害者の過失を検討する場としては、被害弁償に関する審理ではなく、刑事裁判における量刑の段階や民事手続こそが相応しい³⁴⁾と主張していた。実際に、刑事裁判における量刑や民事手続に関する規定では、損害の発生に関連する被害者の役割を考慮するということが明確に盛り込まれているというのである。

多数意見は、被告人の主張を退け、*Black's Law Dictionary*や*The American Heritage Dictionary*にある「offense」や「result」という用語の解説等を引用しつつ、因果関係に関する「犯罪の結果として」という文言は、被害者が受けた経済的な損害が被告人の犯罪行為による自然的な結果（natural consequences）であるかどうかを判断するよう事実審裁判所に求

32) 今回、参照した文献の中では、この「comparative fault」の他に「comparative negligence」という用語も使用されていたが、両者はほぼ同一の用語として理解されているようである。See Shephard, Bridgett N., “Classifying Crime Victim Restitution: The Theoretical Arguments and Practical Consequences of Labeling Restitution as Either a Criminal or Civil Law Concept,” *Lewis & Clark Law Review*, Vol. 18, 2014, p. 822 & note 121. また、*Ibid.* at 817 & note 98参照。「comparative negligence」について、田中英夫編集代表『英米法辞典』東京大学出版会（1991年）172頁では「加害者・被害者の過失の度合に応じて各自の不法行為責任を相対的に認定すること。その結果、被害者の過失の程度に応じて彼の取得しうる損害賠償額が減額されることになる」と、また、小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社（2011年）203頁では「…… 2) 不法行為責任を加害者・被害者の過失の程度に応じて相対的に決めること …… comparative fault ともいう」と説明されている。なお、Anderson, *supra* note 5, at 153等では「contributory fault」という用語も使用されている。

33) Appellant's Brief and Addendum, 2014 WL 4547916, *supra* note 22, at 12-14; Anderson, *supra* note 5, at 167 and 173.

34) Respondent's Brief, 2014 WL 5099417, *supra* note 25, at 6-8.

被害弁償の可否について判断する際の被害者の過失の取り扱い

めているものに過ぎないとし、その上で、本件で問題となっている、被害者の方から攻撃を仕掛けて犯罪を引き起こしたというような事実は、被害弁償額を算出する際にはそれほど重要な要素であるとは考えられない³⁵⁾とした。

3 小 括

今回の多数意見は、被害弁償命令は § 611A.045 に規定されている項目のみに基づいて判断されなければならない、ここに明記されていない被害者の過失は考慮されてはならないことを明らかにしたもの³⁶⁾といえる。

もっとも、本判決には3人の裁判官による反対意見も付されており、例えば、Gildea 首席裁判官は、被害弁償法の解釈に当たって、裁判所は「伝統的な因果関係の分析手法」を適用すべきである³⁷⁾としている。この立場によれば、「犯罪の結果として」という文言は、民事の場合に典型的に用いられる因果関係の分析手法を適用するよう促しているということになり、結論としては、被害者の比較過失を含めて、被害者の損害を引き起こした様々な原因を考慮することが許されるということになる³⁸⁾。

三 他州を含めた関連する事例

(一) 被害者の過失を検討することが認められた事例

それでは、被害者の過失について他の州ではどのように取り扱われているのであろうか。いくつかの州では、被害弁償審問において被告人が被害者の過失を主張することも認められるようになってきているといえる。

まず、ミネソタ州でも、*Riggs* 以前の事例であるが、例えば、*State v. Ehrmantraut*³⁹⁾がある。本件も、被害弁償との関係で、被害者が最初に攻

35) 865 N.W. 2d at 685–686; Anderson, *supra* note 5, at 152–153.

36) 865 N.W. 2d at 686; Anderson, *supra* note 5, at 179.

37) 865 N.W. 2d at 687 (Gildea, C.J., dissenting).

38) Anderson, *supra* note 5, at 153.

39) No. A09–880, 2010 WL 2035700 (Minn. Ct. App. May 25, 2010).

撃を仕掛けたのではないかということが問題とされた事例である。すなわち、被告人は自宅を訪ねてきた被害者と喧嘩になり、被害者の顎を打ち砕いたとして第3級暴行の罪で訴追され、有罪の認定を受けた。しかし、事実審裁判所は、負傷の原因となる喧嘩は被害者自身が引き起こしたものであるという理由で、被害者からの被害弁償の請求を減じる判断を示した⁴⁰⁾。

そして、同州控訴裁判所でも事実審裁判所の判断は是認されている。ただし、事実審裁判所が被害者の過失のように州法に規定されていない項目を検討することができるかどうかなどについては必ずしも深くは検討されていない⁴¹⁾、⁴²⁾。

次に、他州の事例として、例えば、車両事故に関するモンタナ州の *City of Whitefish v. Jentile*⁴³⁾がある。本件は、被告人が運転する車両を追跡していたパトカーが衝突事故を起こしたためにパトカーに損害が生じ、市が被告人に対して被害弁償を請求したというものである。下級審裁判所では、パトカーの衝突事故は「被告人の常軌を逸した違法な運転によって直接生じた結果」であるとして、被告人に対して約7,300ドルの被害弁償が命じられている。そこで、被告人が上訴した⁴⁴⁾のである。

これに対して、同州最高裁判所は、同州法 (§§ 27-1-702 and 703, MCA) では、賠償を請求する側の過失の方が50%を超えている場合には、その者は賠償を請求することはできないという比較過失の考え方が採用されていることを確認した上で、下級審裁判所は、パトカーを運転していた警察官に寄与過失が認められる (contributorily negligent) という被告人

40) *Ibid.* at 1-2 and 7-8.

41) *Ibid.* at 7-9; Anderson, *supra* note 5, at 156.

42) 他に、車両窃盗の被害者が受けた被害は直接的には被告人による当該車両の窃取行為に起因するものといえるが、被害のすべてがこれによるものではないとして、一部についてのみ被害弁償を認めた *State v. Spann*, No. A05-2372, 2007 WL 968421, at 1 and 3-4 (Minn. Ct. App. Apr. 3, 2007) も参照。

43) 285 P. 3d 515 (Mont. 2012).

44) *Ibid.* at 516-518.

被害弁償の可否について判断する際の被害者の過失の取り扱い

の主張を取り上げず、また、被害弁償の請求に関して当事者の比較過失の検討を怠ったという誤りを犯した⁴⁵⁾と判示した。

他に、カリフォルニア州の *People v. Millard*⁴⁶⁾ も車両事故に関するものである。すなわち、被告人は時速40マイルで南方向に自動車を運転していたところ、北方向に二輪車を運転していた被害者と交差点で衝突し、負傷させた。この事故によって、被害者は大腿骨や両腕、胸骨、靭帯等を大きく損傷したため、複数回の手術を受けるなど1ヶ月の入院治療を余儀なくされた。事実審裁判所は2度の被害弁償審問を行った後、被害者にも過失が認められるとして、算出した経済的な損害に対する弁償額から25%分を減額し、被告人に対して約38万6,000ドルの被害弁償を命じた。しかし、検察側は、事実審裁判所が被害者の比較過失を考慮して弁償額を25%分減額したことは裁判所による裁量権の濫用であると主張し、同時に、被告人も、上記のような金額の算出方法に関して事実審裁判所は誤りを犯したと主張して控訴した⁴⁷⁾のである。

これに対して、同州控訴裁判所は、① CAL. PENAL CODE § 1202.4(f)(3) では、「被害弁償命令は、被告人による犯罪行為の結果として発生したと判断されたすべての経済的な損害を完全に被害者に補償する額が言い渡されなければならない」旨が規定されているが、この規定は、被告人に対して、被害者が受けた経済的な損害のうち、被告人自らの犯罪行為が引き起こした範囲内でのみ補償することを求めているものである、したがって、②被害者の負傷に関して、被害者自身の過失が原因となっている範囲

45) *Ibid.* at 518-521. なお、本判決で登場する「寄与過失 (contributory negligence)」という用語について、田中・前掲注32) 書196頁では「自己の損害の発生に寄与した被害者 (原告) 自身の過失。寄与過失は、加害者の過失と比べて軽微なものであっても加害者 (被告) の不法行為責任を全面的に阻却するものとされていた」と、また、小山・前掲注32) 書238頁では「被害発生には被害者 [原告] 自身の過失が寄与すること、またその過失；かつてはこの場合損害賠償を受けられないとしていた」などと説明されている。

46) 175 Cal. App. 4th 7 (Cal. Ct. App. 2009).

47) *Ibid.* at 13-20 and 24.

で弁償額を減額させるために比較過失の原則を適用することを暗に認めている、③この原則が適用されないとしたならば、被告人は、被害者自身の過失の結果として生じた経済的な損害に関しても補償するよう求められることになってしまう、④本件事故を引き起こし、負傷した実質的な要因が被害者の比較過失にあるということが認められた場合には、事実審裁判所は被害弁償の可否について判断するに当たって、比較過失の原則を適用することができる⁴⁸⁾などと判示した。

なお、ユタ州の *State v. Laycock*⁴⁹⁾ も参考になる。本件では、被告人は自動車を運転中に衝突事故を起こし、被害者を死亡させた。地方裁判所の裁判官は、医療費等に対する被害弁償として約3,400ドルは認めたものの、将来の逸失利益に関する約57万ドルの被害弁償の請求は否定した。そこで、州が、同裁判官は、本件においても比較過失の原則を適用することができるとして被害弁償を一部否定しているが、これは裁量権の濫用に値するとして異議を申し立てた⁵⁰⁾のである。

これに対して、同州最高裁判所は、①同裁判官は被害者に完全な過失が認められるという判断をしたのではなく、本件のように当該事故に関して認定された事実が極めて少ないという状況下であれば、民事手続の場合の事実認定者は被害者にも一定の過失があることを認めることができるとただけであり、この判断自体は誤りではない、そこで、②本件のような場合には、裁判所が推測に基づいて被害弁償の命令を発出することは適切ではなく、むしろ民事手続で認定されたであろう事実に基づくことの方が好ましい、③同裁判官はこのように考えたのであり、このような判断の仕方は同裁判官の裁量権の範囲内にあるなどとし、その上で、比較過失の原則は被害弁償の判断とも関連している⁵¹⁾旨判示した⁵²⁾。

48) *Ibid.* at 36–42.

49) 214 P.3d 104 (Utah 2009).

50) *Ibid.* at 106–107.

51) *Ibid.* at 112–113.

52) なお、他に、被害弁償に関する規定との関連で、被告人は飲酒運転によって

(二) 被害者の過失を検討することが認められなかった事例

一方で、*Riggs*と同様に、被害者の過失を検討することが認められなかった事例として、飲酒運転中の車両事故に関するウィスコンシン州の *State v. Knoll*⁵³⁾がある。本件では、被告人が被害者を含む3人で飲酒しながら車両を走行させていたところ、被告人の運転が乱暴になったため事故を起こし、3人ともが負傷した。巡回裁判所 (circuit court) は、同乗していた他の1人に関しては被害弁償を受ける資格はないとしながらも、被害者に対しては、事故及び負傷の原因が部分的に認められるとただけで、約8,000ドルの被害弁償を認めた。そこで、被告人は、当該被害者も酒を購入するなどして飲酒運転の幫助又は教唆に関与しており (aided and abetted)、事故を起こした当事者であるといえ、被害弁償を受ける資格はない、また、自らの負傷に関する寄与過失も認められると主張して控訴した⁵⁴⁾のである。

これに対して、同州控訴裁判所は、①被害者が飲酒運転を幫助又は教唆したことは認められず、被害者が事故の当事者であるという主張は受け入れられない、また、②被害弁償手続に寄与過失の問題を持ち込むことは被害弁償手続の性質と合致しない、したがって、被告人が被害弁償に関する防御として被害者の寄与過失を主張することは認められない⁵⁵⁾などと判示した。

また、アリゾナ州の *State v. Clinton*⁵⁶⁾も車両事故に関するものである。本件では、パンを運転していた被告人が被害者からアルコール飲料を提供され、それを飲んだために正常に運転ができなくなって事故を起こし、被

人身事故を起こし、被害者を負傷させているが、被害者の方にも交通規則を無視して道路を横断するという違法行為があったことに言及されている事例として *State v. Algeo*, 311 P. 3d 865, 866-867 (Or. 2013) 参照。

53) 237 Wis. 2d 384 (Wis. Ct. App. 2000).

54) *Ibid.* at 386-389.

55) *Ibid.* at 390-394.

56) 890 P. 2d 74 (Ariz. Ct. App. 1995).

害者が重傷を負った。そこで、被害者が医療費として約4万4,000ドルの被害弁償を請求したというものである。事実審裁判所は、本件事故の原因となった飲酒は被害者が被告人に対してアルコール飲料を提供したことによるものであるとして、被害者の負傷の原因の一端は被害者自身にもあると認めて被害弁償の請求を却下した。本件のような状況下で被害弁償を認めることは正義に反する⁵⁷⁾というのである。

これに対して、同州控訴裁判所は、同州の被害弁償法では被害者の過失について考慮することは規定されていない、したがって、被害者の過失は刑事事件において被害弁償の可否について判断する際の争点とはならないなどとして、事実審裁判所が被害弁償の請求を却下したことは誤りである⁵⁸⁾と判断した。

近時の事例としては、オレゴン州の *State v. Jorge Gutierrez-Medina*⁵⁹⁾ がある。本件では、被告人は、夜間、酩酊状態で車両を運転していたところ、道路を横切ってきた被害者を撥ね飛ばし、負傷させた。現場は歩行者が横断することは許されておらず、また、明りのない暗い場所であった。被告人は酩酊状態での運転及び第3級暴行の罪に関しては有罪を認めたが、医療費全額等に係る被害弁償の請求については異議を唱えた。そして、事故の第一次的な原因は被害者自身の過失にあるということを示す証拠を提出し⁶⁰⁾、事実審裁判所は民事における比較過失の原則を適用して、

57) *Ibid.* at 74-75. もっとも、他の同乗者に対しては被害弁償は認められている。

See Ibid. at 75.

58) *Ibid.* at 75.

59) 442 P.3d 183 (Or. 2019). なお、本件に関しては、Rueter, Dani, *Comparative Fault Not Available Where Defendant's Conduct Is "Wanton"*, Macmillan Scholz & Marks, <https://msmlegal.com/2019/08/comparative-fault-not-available-where-defendants-conduct-is-wanton/>（同）も参照。

60) 本件では、交通事故調査の専門家が、①本件事故の発現場は照明のない暗い場所であり、被害者が横断することは許されていなかった、②本件事故の発生状況から判断すると、飲酒していない運転手であっても事故の発生を回避することは不可能であり、本件事故の発生を回避するのに最も適した立場にいた

被害者の過失の割合に応じて被害弁償を減額するよう主張していた。具体的には、議会は、刑事事件の場合に被告人が被害弁償として支払う「経済的な損害」に対する金額を算出する際には、民事法における「比較過失」の防御理論が適用されることを意図していた⁶¹⁾というのである。

しかし、同裁判所は、刑事に関する被害弁償法では比較過失という概念は含まれておらず、被告人は、第3級暴行の罪に関して有罪を認めることによって、自らが被害者の負傷を引き起こしたことを認めている以上、因果関係に関して再度争うことは認められないなどとして、被害者の過失を考慮することなく、被告人に対して約15万5,000ドルの被害弁償を命じた⁶²⁾。控訴裁判所も、同州の刑事に関する被害弁償法では、損害を割り当てるために裁判所が比較過失の原則を適用することは明確に除外しているとして、事実審裁判所の判断を支持した⁶³⁾。そこで、被告人が上訴したのである。

これに対して、同州最高裁判所は、控訴裁判所等が採用した考え方とはやや異なった考え方によりながらも、同裁判所等の判断を支持した⁶⁴⁾。すなわち、被告人が第3級暴行の罪に関して有罪を認めたということは、①極めて危険な武器を用いて重大な身体的傷害を引き起こす実質的な危険があることを認識していた一方で、意識的にその危険を無視していたこと、そして、②被告人は有責な精神状態で行動していたことを意味する、したがって、比較過失の原則が適用されることにはならないとしたのである。端的に言えば、比較過失の原則が適用されない程度に有責に被告人が行動している場合には、被害弁償を減額させるための根拠として同原則を主張

のは被害者であるなどと証言していた。本文でいう「証拠」というのはこうした証言のことを指している。See 442 P. 3d at 184 & note 1; *State v. Jorge Gutierrez-Medina*, 403 P. 3d 462, 463 (Or. Ct. App. 2017).

61) 442 P. 3d at 184–185.

62) *Ibid.* at 184; 403 P. 3d at 463.

63) *Ibid.* at 463–466; 442 P. 3d at 184.

64) *Ibid.* at 184 and 191.

することはできない⁶⁵⁾ということである。

なお、(-)で触れたカリフォルニア州の *Millard* が引用されながらも、同事例との状況の相違が指摘されて、異なった結論が導き出された事例として、同州の *People v. Nichols*⁶⁶⁾ がある。本件は、飲酒した被告人が車両を運転していた際に事故を起こし、バイクで走行していた被害者を死亡させたため、被害者の母が裁判手続に出席するための費用等に関して被害弁償を請求したものである。被告人は、①被害者にも走行中に速度違反を犯すという過失が認められる、②比較過失の原則を適用する際には、当事者が被害者であるか被害者の家族であるかは大きな問題ではないなどとした上で、*Millard* を引用して、被害弁償額は半減されるべきであると主張していた。事実審裁判所は、もし、被害者が生存しており、被害者自身が請求しているのであれば、*Millard* が適用されて弁償額が減額された可能性はあるが、本件において被害弁償を請求しているのは被害者の親であり、親は事故の発生に関して何ら寄与していない、したがって、比較過失の原則は適用されないとして、被告人に対して約1万5,000ドルの被害弁償を命じた。そこで、被告人が同州第3地区控訴裁判所に上訴した⁶⁷⁾のである。

これに対して、同裁判所も、*Millard* では被害者は生存しており、被害者自身が請求した医療費等に関する被害弁償が問題になっているとして、本件との相違を確認した上で、①本件において被害弁償を請求しているのは被害者の母であり、被害者本人と被害者の遺族は別である、②母は息子のための被害弁償を請求しているのではなく、刑事手続に参加するなどし

65) 別の見方をすると、被告人の行為が未必の故意 (wanton) に基づくものと判断される場合には、比較過失の原則は防御策としては適用されないと考えられるが、それでは、本件の場合はどうかということ、本件では、被告人は第3級暴行の罪に関しては有罪を認めているため未必の故意を認定することができる、したがって、比較過失の原則は適用されないということである。See *Ibid.* at 185-191; Rueter, *supra* note 59.

66) 8 Cal. App. 5th 330 (Cal. Ct. App. 3rd Dist. 2017). なお、Greg Hill & Associates, *supra* note 3も参照。

67) 8 Cal. App. 5th at 333-340.

被害弁償の可否について判断する際の被害者の過失の取り扱い

て自らに生じた経済的な損害に関して弁償を請求している、③母は本件事故の発生には何ら関係しておらず、過失は認められないなどとして、比較過失の原則を適用することを否定した事実審裁判所の判断を支持している^{68).69)}。

四 若干の検討

(一) *Riggs* の評価

Riggs で争われている問題としては二つある。一つは、ミネソタ州法 § 611A.045, subdivision 1 は、被害弁償について判断する際に事実審裁判所が検討することができる項目について規定しているが、同条は制限的な内容の規定であり、同裁判所はここで明文で規定されている二つの項目(前述一参照)しか考慮することが許されないのかということ、次に、二つの項目を規定している同条が仮に制限的なものであるとしても、裁判所は、民事手続で用いられるのが典型的である因果関係の分析方法を通して、被害者の比較過失を検討項目として加えることはできないのかということである⁷⁰⁾。これまで、ミネソタ州最高裁判所では、二つの項目の解釈や適用の仕方に関しては争われたことがあったが、事実審裁判所が被害者の比較過失を考慮することができるかどうかについては争われたことはなかった⁷¹⁾。その意味で、本判決は大きな意味を持っていると考えられる。

本判決に関しては、Anderson が、同州最高裁判所が、議会は § 611A.045 に規定されている項目を制限的なものとして理解しているとし、被害者の

68) *Ibid.* at 340–344 and 349.

69) 他に、被害者の過失を検討することが認められなかった事例としては、同じく、飲酒運転中の車両事故に関する *People v. Johnson*, 780 P. 2d 504, 507 (Colo. 1989) や、矯正施設内で発生した暴動に起因する財産的な損害に関する *State v. Wagner*, 484 N.W. 2d 212, 216 (Iowa Ct. App. 1992) 等がある。

70) See 865 N.W. 2d at 684 and 685; Anderson, *supra* note 5, at 154.

71) 865 N.W. 2d at 683–684.

過失を検討項目に加えることを否定したことは法解釈上は適切である⁷²⁾と評価している。Anderson の検討の仕方は、条文の文言を一般的な原則に則って解釈している他、関連する条文やこれまでの同州の判例実務の動向をも併せたものであり、参考になるところが多い。以下では、Anderson による見方にも依拠しながら、稿を進めていこうと思う。

1 被告人側の第一の主張に関して

まず、被告人は、§ 611A.045, subdivision 1 の文言は、事実審裁判所が被害弁償について判断する際にここに明記されていない項目を考慮することを制限しているわけではないということを主張している（前述二(二)1 参照）。

この主張に関して、Anderson は、次のように評価している。すなわち、確かに、州法の規定との関係では、裁判所には被害弁償の可否の判断において広汎な裁量権が認められている⁷³⁾。しかし、①州法に規定されている条文の文言それ自体及び被害弁償に関連する州法の規定内容を踏まえ、さらには、②法解釈に係る一般原則（interpretive canons）の適用といった観点からは、議会は § 611A.045 においては制限的な規定の仕方を採用しており、裁判所がここに規定されている項目以外のものを考慮することは制限しているとする多数意見の判断は適切であると考えられる⁷⁴⁾というのである。

まず、§ 611A.045, subdivision 1 の条文解釈に関しては、控訴裁判所は曖昧な箇所がある⁷⁵⁾と判断する一方、最高裁判所は特に曖昧と思われる箇所はない⁷⁶⁾と判断しており、両裁判所は異なった立場にあるといえる。しかし、両裁判所ともに、一つの条文の中で何らかの文言が省略されている

72) Anderson, *supra* note 5, at 141, 155, 157 and 179.

73) この点について判示した事例として、例えば、*State v. Tenerelli*, 598 N.W. 2d 668, 671–672 (Minn. 1999) や *State v. Maldi*, 537 N.W. 2d 280, 284 and 285–286 (Minn. 1995) 等参照。

74) Anderson, *supra* note 5, at 155.

75) 845 N.W. 2d at 238.

76) 865 N.W. 2d at 685.

被害弁償の可否について判断する際の被害者の過失の取り扱い

場合、それは議会によって意図的に省かれたものであるとする「*expressio unius*（同種の法則）」原則⁷⁷⁾と呼ばれる同じ解釈原則によりながら、最終的な結論としては、ともに、同条に規定されている被害弁償について判断する際の項目に関して、議会は制限的なものとする意図があったと判断している⁷⁸⁾とする。

もっとも、最高裁判所はこうした解釈原則に基づいていることを明確に判示しているわけではないが、根底にはこの考え方を置きながら、同時に他の条文や文法上のルール、先例を併せて解釈基準にしている⁷⁹⁾と考えられる。すなわち、同裁判所は、まず、§ 611A.045 には、「地方裁判所は、少なくとも、以下のような項目を考慮しなければならない」というような、別の項目も付加的に考慮されるべきであることを示唆するような文言は規定されていない⁸⁰⁾と判示している。次に、同裁判所は、同条に関連するものとして、被害弁償命令全般に関して規定した § 611A.04 及び州による犯罪被害者に対する賠償プログラムについて規定した § 611A.54 を併せて比較検討している。そして、§ 611A.04, subdivision 1(a) では、議会は「含むことができるが、それに限られるわけではない」という文言を使用しており、同条の場合には、ここでの検討項目は制限的ではなく、むしろ広汎なものであることを示しているが、§ 611A.045 にはこうした文言は見当たらない。一方で、§ 611A.54(2) では、被害者の過失と同列に位置づけられる被害者の寄与違法行為が被害者賠償金を算出する際の基準として明確に規定されているが、§ 611A.045 の場合には、基準としては被害者の過

77) これは、正式には「*expressio unius est exclusio alterius*」とも呼ばれるもので、何か一つのことが明確に規定されている場合には、それ以外のものは排除されていることを意味するとされる。そこから、法律や条文における省略は意図的なものであるという推測が導かれることになると思われる。See *State v. Caldwell*, 803 N.W. 2d 373, 383 (Minn. 2011); Anderson, *supra* note 5, at 160 & note 165. なお、田中・前掲注32) 書325頁及び小山・前掲注32) 書404頁参照。

78) Anderson, *supra* note 5, at 159–160.

79) See 865 N.W. 2d at 684–685; Anderson, *supra* note 5, at 162–163.

80) 865 N.W. 2d at 684.

失は規定されていないとしている⁸¹⁾というのである。

若干、敷衍するならば、§ 611A.045 に関しては、もし、議会が、そこに明記されていない項目を検討することも認められるというように考えていたのであれば、被害弁償命令を発出する際の基準をより明確にするために、例えば、「含む」とか「少なくとも」というような、言葉の意味を拡大したり、別の言葉を含めることを意味する文言を用いて、自らの意図を示唆していたはずであると考えられる⁸²⁾。そこで、最高裁判所は、§ 611A.04 や § 611A.54 とは異なり、同条にはこうした文言が用いられていないことから、「*expressio unius*」原則を前提としつつ、議会がそのような文言を明記しない形で規定しているにも拘らず、ここに明記されていない項目を含めるというように解釈することはできないと判断した⁸³⁾ものと考えられる。このことは、最高裁判所が、地方裁判所の判断の仕方は誤っていると判断していることを意味しよう。一方で、もし、規定内容が広汎なものであることを示す文言が盛り込まれていると最高裁判所が認めていれば、§ 611A.045 が制限的な意味合いを有していると判断されることはなく、異なった結論に至った可能性は考えられる⁸⁴⁾。

2 被告人側の第二の主張に関して

次に、被告人は、仮に § 611A.045 の文言が、裁判所はここに規定された項目のみを検討することができるというような制限的な内容であるとしても、同条では「犯罪の結果として」という文言が使用されており、このことは、被害者の損害に関連して、民事の手続で伝統的に用いられている因果関係を評価するよう裁判所に求めていることを意味する、そこで、これは、比較過失を考慮することにつながると主張している(前述二(二)2参照)。

この主張に関して、Anderson は、被害弁償に関する同州法の中には、

81) *Ibid.* at 684–685; Anderson, *supra* note 5, at 163–164 and 166.

82) *Ibid.* at 164.

83) *See* 865 N.W. 2d 685; Anderson, *supra* note 5, at 164 and 166.

84) *See Ibid.* at 166.

被害弁償の可否について判断する際の被害者の過失の取り扱い

民事で適用される因果関係の判断に関する規定が盛り込まれており、この点では被告人の主張は的を射ているとしながらも、あくまでもこうした規定は、故意ではない、過失に基づく行為に関連してのみ適用されるものであり、本件で問題となっている暴行のような故意に基づく行為には適用されない⁸⁵⁾ということを指摘して（後述も参照）、多数意見の判断を支持している。

確かに、同州の判例実務においては、被害弁償の是非について判断する際には、事実審裁判所は民事における近接原因の考え方に似た因果関係のテストを適用しなければならないとされている（後述の事例参照）⁸⁶⁾。そこで、Anderson は、被告人の主張には一理あるとしつつも、ここでの問題は、被害弁償の判断においては、因果関係に関するどのようなテストが適用されるべきなのかにある⁸⁷⁾とする。

まず、当初、同州の実務においては、被害者が受けた損害と被告人の行為との関係を判断する基準としては、何らかの出来事がなかったならば、後の結果は発生しなかったのかという「なかりせばテスト (but-for test)」が適用されており⁸⁸⁾、この基準に基づいて、犯罪者の行為がなかったならば、当該損害は発生しなかったのかという観点から検討されていた。しかし、その後、*State v. Palubicki*⁸⁹⁾において、この考え方を適用することは否定され、代わりに「直接的な結果 (direct result)」という、民事手続という近接原因の考え方に近いものが採用され、現在ではこの考え方が一般

85) *Ibid.* at 155.

86) そして、被告人は、この因果関係のテストの中には項目として当然被害者の比較過失も含まれると主張している。See Appellant's Brief and Addendum, 2014 WL 4547916, *supra* note 22, at 12-14; Anderson, *supra* note 5, at 167.

87) See *Ibid.* at 167.

88) See *State v. Hillbrant*, No. A05-820, 2006 WL 2052872, at 6 (Minn. Ct. App. July 25, 2006); *In the Matter of the Welfare of D.D.G.*, 532 N.W. 2d 279, 282-283 (Minn. Ct. App. 1995).

89) 727 N.W. 2d 662, 666-667 (Minn. 2007).

的に適用されるに至っている⁹⁰⁾。

ただし、近接原因の考え方に近いものが適用されることが適切であるとしても、そのことから直ちに比較過失を考慮することにはつながらない⁹¹⁾。実際、*Palubicki* やそれ以降の判例実務においても、比較過失という考え方は適用されていないのが現状である⁹²⁾。確かに、同州の民事手続で適用されてきた伝統的な因果関係に関する理論においては、比較過失という概念は検討項目とされていた。しかし、このことは、被害弁償に関する手続が比較過失を検討する場として適切であるということの意味するわけではない⁹³⁾。というのは、そもそも、比較過失というのは不注意による過失（negligence）と強く結び付いた民事上の概念であるし、ミネソタ州の民事手続においては、これは過失行為（negligent conduct）に関してのみ適用され、故意に基づく不法行為（intentionally tortious conduct）に対しては適用されない⁹⁴⁾からである。したがって、本件において被告人が行った暴行のような故意に基づく行為に対しては同州における比較過失に関する州法は適用されない⁹⁵⁾ということになる。換言すれば、被告人は故意に基づく行為を行っている以上、被害弁償に関する州法は近接原因のような伝統的な因果関係に関する理論を適用することを認めているということを理由として、本件でも比較過失という考え方が採用されるべきであると主張することは適切ではない⁹⁶⁾ということである。

同州法の条文の解釈それ自体に関しては、最高裁判所の考え方や *Anderson* の評価の仕方は説得力があるものと考えられる。ただし、問題は、

90) *Anderson, supra* note 5, at 170-171. なお、*Ibid.* at 170 では「direct cause」という表記が用いられている。

91) *Ibid.* at 170.

92) *Ibid.* at 171.

93) *Ibid.* at 173.

94) *Riggs*, 865 N.W. 2d 686 & note 8; *Anderson, supra* note 5, at 174-175. なお、民事上の手続との関連で比較過失について規定した Minn. Stat. § 604.01 参照。

95) *Anderson, supra* note 5, at 174.

96) *See Ibid.*

被害弁償の可否について判断する際の被害者の過失の取り扱い

それが法解釈としては適切ではあっても、公正なものであるといえるかどうかということであると思われる（後述(三)参照）。

(二) 被害弁償制度の性質を考慮した Shephard の検討の仕方

次に、Shephard が、被害弁償の可否の判断における被害者の過失の取り扱いに関して、以下のような形で検討を進めている。すなわち、被害弁償制度の基本的な性質の検討に立ち返り、これを民事的な性質を有するものと理解するか、そうではなく刑事的な性質を有するものと理解するかによって、制度の運用過程全体が変わってくるとした上で、結論としては、被害者の過失を考慮することは適切ではない⁹⁷⁾とするのである。Anderson のように必ずしも具体的な事例を題材にしているわけではないが、注目すべきところがあるように思われる。

Shephard は、まず、被害弁償制度が民事的な性質を有するものであると考えられるのであれば、被害弁償の可否について判断する際に、比較過失というような民事責任に関する概念を適用することは可能であるし、それは論理的ですらある⁹⁸⁾とする。しかし、過失の判断方法や取り扱いは民事事件と刑事事件とは異なっており、比較過失という概念は、民事事件において損害を判断する際に申立人の過失を考慮するための原則で、民事事件においてのみ適用され、刑事事件において適用されることはなかった⁹⁹⁾。さらに、被害弁償というのは元々刑事的な概念として理解されてきたという歴史的な経緯があることも強調している¹⁰⁰⁾。このように考える

97) Shephard, *supra* note 32, at 803 and 815–826.

98) *Ibid.* at 815–816.

99) *Ibid.* at 817–818.

100) *Ibid.* at 813–814. なお、比較過失の概念と刑事手続との関係に関しては、刑事手続において有罪を認定する際には、被害者の行為は、それが唯一の近接原因となっている場合でなければ、無関係であると判断され、有罪認定の際に比較過失の概念が適用されることは明確に否定されてきたという指摘がある一方で、比較過失の概念はすでに刑事法においても存在しており、裁判所も、場合によってはこうした民事上の概念を適用して、被告人の責任を軽減してきてい

ならば、民事の考え方とは切り離して検討することが妥当であると考えられる。Shephard は主に次のような二つの観点から検討している。

1 現行の裁判実務との関係

まず、被害者の過失を考慮するという作業を被害弁償の可否判断の過程に組み入れることは、事実審裁判所に対して、被告人の有罪を認定した後で、さらに、過失の認定を求めるといふ責務を負わせることになる¹⁰¹⁾とする。これは、現行の裁判実務との関係を念頭に置いた問題点の指摘である。すなわち、もし、被害者の過失を考慮することになれば、被害者に対しても再度の出廷と自らの過失に関する証言を求めることにつながり、言ってみれば、裁判所は、被告人の有罪認定後、被害者及び被告人双方の過失について判断するための「ミニ審問 (mini-trial)」のような新たな手続を創設することを余儀なくされることを意味する¹⁰²⁾というのである。

また、民事事件を主たる業務とする裁判官であれば、日常的な業務として過失の認定に携わっており、その訓練ができていますが、刑事の事実審裁判所の裁判官の場合にはそうではないし、過失の認定が被害弁償の可否判断の過程に加われば、裁判所の負担が増えることになる¹⁰³⁾とも指摘する。

併せて、検察官の裁量権の行使にも影響を与える¹⁰⁴⁾とする。すなわち、被害弁償の判断においても被害者の過失を考慮するということになれば、検察官は、被害弁償が確実に認められ減額されることがないように、事件を訴追する際には、あらかじめ被害者の過失についても慎重に検討しておくよう求められることになる。これは、検察官に対して法廷戦術の変更を強いることにつながり、裁量権を害してしまうというのである。

るという指摘もある。See Bergelson, Vera, "Victims and Perpetrators: An Argument for Comparative Liability in Criminal Law," *Buffalo Criminal Law Review*, Vol. 8, 2005, p. 397 and pp. 404-405; Shephard, *supra* note 32, at 819.

101) *Ibid.* at 820-821.

102) *Ibid.* at 821-822. 「ミニ審問」に対する否定的な見方は *Johnson*, 780 P.2d at 507 でも判示されている。また、*Knoll*, 237 Wis. 2d at 393 参照。

103) Shephard, *supra* note 32, at 823.

104) *Ibid.* at 823-824.

2 連邦法等で保障されている被害者の権利との関係

次に、被害者の過失を考慮することになれば、連邦法である CVRA や「1996年必要的被害者弁償法 (Mandatory Victims Restitution Act of 1996)」, 州憲法及び州法等で保障されている被害者の権利を害することになる¹⁰⁵⁾とも指摘する。すなわち、冒頭でも確認したように、CVRA では、被害者には「完全かつ時宜を得た被害弁償を受けることができる」ということが権利として保障されているし、他の州法等でも完全な弁償が保障されている。しかし、被害者の過失が考慮されることによって弁償額が減額されることになれば、完全な弁償を受けることができなくなってしまうというのである。確かに、議会は、被害者に過失が認められるような場合でも完全な被害弁償を認めるしかないというような事態が生じることは想定せずに立法化しているとも考えられるが、一方では、弁償額が減額されることを念頭に置いているとみられる規定もある。例えば、同一の犯罪事実に関して、被害者が保険の適用を受けて補償されている場合には、その額に応じて弁償額は減額される旨の規定 (18 U.S.C. § 3664(j)(2)) である。こうした規定があることに鑑みれば、議会は、弁償額が減額されることも含めて、様々な場合を念頭に置いて立法作業を行っていると考えられ¹⁰⁶⁾、その上で、「完全(な)被害弁償」を想定しているということになる。

そして、過失についても考慮することになると、被害者は法廷に出廷して証言することを要求されることになるが、そうなる「時宜を得た被害弁償を受けること」が保障されなくなるという。関連して、被害者に保障されている「不合理な遅延なく手続を受ける権利」(18 U.S.C. § 3771(a)(7)) にも抵触する¹⁰⁷⁾とされる。

加えて、手続が長引けば、その分だけ精神的な痛みや身体的な苦痛が増すことにつながり、被害者は自らの尊厳が尊重されていると感じ取ることとはできず、「公正かつ被害者の尊厳及びプライバシーを尊重した処遇を受

105) *Ibid.* at 824-826.

106) *See Ibid.* at 825.

107) *Ibid.*

ける権利」(同(8))との関係でも疑問が生じるとして、刑事司法による再被害化の懸念¹⁰⁸⁾を指摘している。

3 小 括

Shephardの指摘のうち、被害弁償制度の性質に関するものについては、①現在は、連邦法においても州法においても被害弁償はともに刑事法に関連する枠組みの中で規定されている¹⁰⁹⁾ことや、②制定の経過からは、犯罪者に対して自らが引き起こした損害に関する責任を負わせることを通して刑罰的な目的を持っていることが認められていた¹¹⁰⁾こと等を考え合わせると、その指摘にもある通り、刑事的な性質を有するものとして理解するのが適切であると考えられる。

ただし、Shephardが指摘する裁判手続の「ミニ審問」化に関しては、Millardでは、①事実審裁判所は、被害弁償審問の手続が過度に長期化することを回避するために、審問に提出される証拠を適切に制限するだけの十分な裁量権を有しているし、②被告人の有罪認定の段階でも、当事者の比較過失に関連する証拠は一定程度提出されている¹¹¹⁾ということが指摘されている。これは、被害弁償審問の段階で急に関連する証拠が増えるわけではないのであるから、「ミニ審問」化するとは限らず、必ずしも危惧するに足らないということであろう。このような見方があることにも注意しておく必要があると考えられる。

また、検察官というのは、特定の紛争当事者の代表ではなく、公正に法を執行し、それによって社会的な正義や公正を実現する任務を背負った法の僕であると考えられる¹¹²⁾。そして、被害者の権利保障との関係におい

108) *Ibid.* at 825-826.

109) *See Ibid.* at 814.

110) Senate Report No. 104-179, *Victim Restitution Act of 1995*, 1995, p. 18; Birney, Benjamin M., "What Can The Feds and The French Teach Us about Criminal Restitution in Maine?," *Maine Law Review*, Vol. 65, 2012, pp. 254-255.

111) *Millard*, 175 Cal. App. 4th at 42.

112) *See Berger v. United States*, 295 U.S. 78, 88 (1935).

被害弁償の可否について判断する際の被害者の過失の取り扱い

でも、検察官にはデュー・プロセスの保障や社会全体の安全及び秩序の維持等の間でバランスをとること¹¹³⁾の他、その活動において裁量権を行使する場合にも、法執行官としての中立性・公正を失わないような職権の行使が求められる¹¹⁴⁾と指摘されている。とするならば、事件の一方当事者である被害者に過失があると考えられるにも拘らず、それを考慮することなく、事件に関する手続を推し進めることが正義に適うとは考えにくい。

そして、確かに、CVRAでは被害者には「完全（な）被害弁償を受ける」ということが保障されている。しかし、被害者の方に過失があると認められるにも拘らず「完全（な）被害弁償」を認めてしまうのであれば、それは逆に「公正」を重視する法の姿勢（18 U.S.C. § 3771(a)(8) 参照）に抵触することにはならないだろうか。被害者に対して保障される「公正」は同時に被告人に対しても同様に保障されるべきであると考えられるのである。

(三) 私 見

三で触れた事例のうち、被害者の過失を考慮することが認められた事例では、そもそも各州法において、そこには明記されていない項目であっても被害弁償審問の際に考慮することを明確にあるいは暗黙の裡に認める文言があることも影響しているのではないかと考えられる¹¹⁵⁾。例えば、カリフォルニア州の CAL. PENAL CODE § 1202.4(d) では、「裁判所は、被害弁償金の額を算出する際には、……犯罪行為が遂行された状況……を含む（ただし、これらに限定されるわけではない）、すべての関連する要因を考慮しなければならない」旨規定されている。また、メイン州の ME. REV.

113) Matthews, Walker A. III, "Proposed Victims' Rights Amendment: Ethical Considerations for the Prudent Prosecutor," *Georgetown Journal of Legal Ethics*, Vol. 11, 1998, p. 745.

114) See Aaronson, David E., "New Rights and Remedies: The Federal Crime Victims' Rights Act of 2004," *Pace Law Review*, Vol. 28, 2008, p. 681.

115) Anderson, *supra* note 5, at 176-177.

STAT. ANN. tit. 17-A, § 2005, subdivision 1(A) では、裁判所が被害弁償の額について判断する際に考慮しなければならない項目として「被害者の寄与違法行為」が明示されている¹¹⁶⁾。なお、*Millard*でも引用されている CAL. PENAL CODE § 1202.4(f)(3) は、前述のように「被害弁償命令は、被告人による犯罪行為の結果として発生したと判断されたすべての経済的な損害を完全に被害者に補償する額が言い渡されなければならない」旨を規定している¹¹⁷⁾。

連邦法においても、18 U.S.C. § 3663(a)(1)(B) (i)(II) では、裁判所は、被害弁償を認めるかどうかを決定するに当たっては、被告人の経済的な資産の他、「裁判所が適切と考えるその他の要因」を考慮しなければならない旨規定されている。

こうした他州の規定等と比較すると、ミネソタ州の場合にはそもそも条文の規定の仕方に関して不備があるようにも思われる。すなわち、同州では、犯罪被害者に対する賠償プログラムの場合には被害者の過失を考慮する規定が整備されている (§ 611A.54 参照) のに対して、被害弁償の場合

116) 他に、民事の場合に犯罪者から回復を受けることができたものと同様の内容を被害弁償の場合の弁償範囲と規定するモンタナ州の MONT. CODE ANN. § 46-18-243(1) やユタ州の UTAH CODE ANN. § 77-38a-102(6) 等参照。この点につき、Anderson, *supra* note 5, at 176-177 and 177 & note 269 参照。

117) 関連して、*Millard*, 175 Cal. App. 4th at 41 では、同州法にはどこにも、被害者の方に比較過失が認められる場合でも、被害弁償額が減額されるという形で被害者が責任を負うべきではないとは規定されていないことが指摘されている。これは、裏を返せば、州法の中で、被害者に過失が認められる場合であっても被害弁償は全額認められるということが規定されていない場合には、被害者は被害弁償額が減額されることを甘受すべきであるということの意味しよう。続けて、同判決は、こうした場合に、被害者の過失を考慮することは認めないという意味が議会にあったのであれば、議会はその旨を明確に規定することができたはずであるが、まだそのような改正は実現していない。であるならば、そのような改正が行われない間は、事実審裁判所は、発生した損害の実質的な要因が被害者の過失である場合には、それを考慮して弁償額を減額することもできるとも指摘する。See *Ibid.*

被害弁償の可否について判断する際の被害者の過失の取り扱い

にはそうではないからである。そして、現在でも同州議会はこうした取り扱い上の差を是正する意思はないようであり、実際に法改正は実現していない¹¹⁸⁾。

しかし、法解釈としては妥当ではあっても、法制度的には公正の点で問題があると思われる *Riggs* の判示内容に鑑みれば、比較過失を被害弁償の可否について判断する際の項目・要素として組み込むかどうかは、最終的には議会によって判断・解決されるべき問題である。特に、被害者の方により大きな過失があるような場合であっても被害弁償を認めざるを得ないような公平ではない事態が生ずることを防止するためには、議会による積極的な法改正が必要になろう¹¹⁹⁾。具体的には、犯罪被害者に対する賠償プログラムに関する § 611A.54 に規定されているものと同様の文言を § 611A.045 にも盛り込み、事実審裁判所の裁判官に被害者の責任について判断し、被害弁償を適切なものとするような裁量権を認めるなどの改正が考えられる¹²⁰⁾。

なお、被害弁償の可否に関する判断において、被害者の過失を考慮することを認めたカリフォルニア州の事例をはじめ、関連するいくつかの事例は道路上の車両事故に関するものが多く、正当防衛に類する事例と考えられる *Riggs* とは罪種が異なることには注意する必要があると思われる。

118) Anderson, *supra* note 5, at 177. その理由としては、Shephard の考え方として本文四(二)1でも触れた内容と同様であるが、被害弁償の可否について判断する際に被害者の過失を考慮するような仕組みを創設してしまうと、被害弁償審問が民事の手続に似た「ミニ審問」と同様のものになってしまい、長期間に及んでしまうことが危惧されているのではないかということである。See *Ibid.*

119) *Ibid.* at 178 and 179-180.

120) See *Ibid.* at 178. 続けて、*Ibid.* は、州法に基づいて被害者の過失の判断に関する広汎な裁量権を裁判官に認めることで、被害弁償に関する手続が民事のように「ミニ審問」化してしまう危険性を一定程度和らげることができる可能性を指摘する。

おわりに

Riggs の場合、もちろん、被告人が被害者を刺したという行為が被害者の負傷の直接的な原因となっているわけではあるが、一方で、被告人が被害者を刺すという行為に出ざるを得なかった一因は被害者の方にもあると考えられ、すべての原因が被告人にのみ認められるという考え方には違和感を覚える¹²¹⁾。これは、*Riggs* における被害者の場合は、かつて Benjamin Mendelsohn が唱えた「被害者の有責性」の概念の中では「最も有責性のある被害者」として位置づけられることになることも関係していると思われる¹²²⁾が、こうした被害者に対してもその請求通りの完全な被害弁償を認めることが適切であるとは考えにくい。被害者の方が問題を生じさせたような場合であれば、むしろ、被告人に対しても公正を保障するために、被害弁償の可否について判断するに当たっては被害者の過失を考慮することが適切であると考えられる¹²³⁾。

被害弁償というのは、元々は、被害者に対して金銭的な弁償を認めることによって、可能な範囲で被害を原状に回復させ、被害者の生活を元通りにするというものを目的としたものである¹²⁴⁾。であるならば、被害者が

121) See *Riggs*, 865 N.W. 2d at 687 (Gildea, C.J., dissenting). 被告人の責任を評価する際に被害者の行動や過失を考慮することに肯定的な立場として、Bergelson, *supra* note 100, at 389–390, 454–455 and 487 等参照。

122) Mendelsohn による「被害者の有責性」の概念については、守山正 = 小林寿一編著『ビギナーズ犯罪学』成文堂（2016年）277頁や藤本哲也『犯罪学入門』立花書房（1980年）45頁から47頁等参照。なお、Bergelson, *supra* note 100, at 391–392 参照。

123) See Anderson, *supra* note 5, at 178.

124) See *United States v. Webb*, 30 F. 3d 687, 689–690 (6th Cir. 1994); Senate Report No. 97–532, *Victim and Witness Protection Act of 1982*, 1982, p. 30; U.S. Government Accountability Office, *Federal Criminal Restitution: Department of Justice Has Ongoing Efforts to Improve Its Oversight of the Collection of Restitution and Tracking the Use of Forfeited Assets*, GAO–20–676R, 2020, p. 1; Senate Report

被害弁償の可否について判断する際の被害者の過失の取り扱い

自分の方から負傷や損害の原因となるような一連の行為を引き起こしている場合でも、当該被害者に対して完全な被害弁償を認めることは、むしろ被害弁償の目的に添わず、公正の観点に立ち返ってみても適切ではないと考えられる¹²⁵⁾。もちろん、「被害者を責めるべからず (Don't blame the victim)」というのは刑事司法が肝に銘じておくべき基本的な価値観であると考えられる¹²⁶⁾し、被害者の過失にも様々な程度・内容があると考えられるが、少なくとも発生した損害の実質的な原因が被害者の過失にあると考えられるような場合には、裁判所がこれを被害弁償の可否に関する検討項目とすることは許されるのではないだろうか¹²⁷⁾。

No. 104-179, *supra* note 110, at 12-13. このことは州の場合においても同様であると考えられる。例えば、*State v. Guilliams*, 90 P. 3d 785, 789 (Ariz. Ct. App. 2004) 等では、被害弁償法の目的は被害者を完全に元の状態に戻すことにあるとされているし、ME. REV. STAT. ANN. tit. 17-A, § 2001 では、被害弁償の目的は、被害者が受けた損害に関して責任のある犯罪者が被害者に対して補償を行うことを促進することにある旨が明記されている。

125) Anderson, *supra* note 5, at 175-176.

126) See Bergelson, *supra* note 100, at 387.

127) See Millard, 175 Cal. App. 4th at 13. なお、合衆国の被害弁償制度とは異なるが、例えば、わが国の犯罪被害者等給付金支給制度の場合であれば、被害者が犯罪行為を誘発するなど被害者の方にもその責めに帰すべき行為があったときには、給付金の全部又は一部が支給されないことがある旨規定されている（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律6条2号及び同施行規則4条等参照）。